

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 利根導水消防設備機器交換等業務(オープンカウンター方式による)
2 業 務 場 所 埼玉県行田市大字須加字船川4369番地 水資源機構利根導水総合管理所外6ヶ所
3 業 務 期 間 契約締結の翌日 から 令和7年7月31日まで
4 内 容 等 別途交付する仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見 積 参 加 要 件 当機構における一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、役務の提供の業種区分の「建物若しくは工作物又は冷暖房設備、電気通信設備その他の設備の保守・点検管理」の認定を受けており、かつ、営業品目の「冷暖房(空調)設備、衛生設備(水道施設、消防設備を含む)、冷凍機設備、給排水設備、防火排煙設備」に登録されている者であり、かつ、本店、支店又は営業所が、群馬県又は埼玉県に所在し、別添仕様書等のとおり業務の実施が可能なる者であること。
- 3 見 積 書 等
- 1) 様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限り、ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
- 2) 提 出 方 法 電子メール又はFAXによる。(※メールアドレス及びFAX番号は、4)に記載)
- 3) 見 積 書 提 出 期 限 令和7年6月10日 10:00 まで
- 4) 提 出 先 独立行政法人水資源機構利根導水総合管理所
FAX番号 048-557-1506 (電子メール)nyukei_tonede@water.go.jp
- 5) 担 当 者 総務課 江頭(えがしら)、電話番号 048-557-1502
- 6) 質 問 書 提 出 期 限 令和7年6月4日 10:00 まで
- 7) 見 積 日 時 見積提出期限到来後、遅滞なく実施する。見積参加者の立会は求めない。
- 8) 見 積 回 数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、見積書を提出した者あてに改めて連絡するものとし、再度の見積提出の期限は令和7年6月11日 10:00までとします。
- 9) そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積もり誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 4 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者に対してのみ、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに書面により通知します。
- 5 そ の 他
- 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
- 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後(納品確認後)の一括支払となります。
- 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。

利根導水消防設備機器交換等業務
仕 様 書

令和7年5月

独立行政法人 水資源機構利根導水総合管理所

1 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構利根導水総合管理所（以下「機構」という。）が施行する利根導水消防設備機器交換等業務（以下「業務」という。）に適用する。

2 目的

本業務は、機構が所有する庁舎、施設及び寮（以下「庁舎等」という。）の機能を損ねた消防設備機器の交換を行うものである。

3 業務場所

| 名称 | 住所 | 備考 |
|-----------|------------------------|------------|
| 利根導水総合管理所 | 埼玉県行田市大字須加字船川 4369 | |
| 咲珠寮 | 埼玉県行田市長野 2-14-10 | |
| 利根加機場 | 群馬県邑楽郡千代田町瀬戸井 797-2 | |
| 糠田排水機場 | 埼玉県鴻巣市糠田 1647-1 | 危険物一般取扱所 |
| 秋ヶ瀬管理所 | 埼玉県志木市下宗岡 3-20-12 | |
| 末田須賀堰操作棟 | 埼玉県さいたま市岩槻区大字新方須賀 1160 | |
| 天沼揚水機場 | 埼玉県さいたま市浦和区大原 5-5 | 少量危険物貯蔵取扱所 |

4 業務期間

契約締結の翌日から令和7年7月31日まで

5 業務内容

- (1) 別紙－1記載の消防設備機器の交換を行うものである。交換する機器は新品を使用することとし、火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令に適合する機器を使用すること。
- (2) 業務に必要なはしごや脚立などの機材は必要に応じ、受注者が用意することとする。
業務に必要な電気及び水道については、発注者負担とし、庁舎等の設備を使用することができる。
- (3) 本業務実施に必要な消防署への着工届、設置届、使用開始届の手続きは受注者が行うこととする。
- (4) 撤去した古い機器は受注者が引取り、廃棄物処理法に則り適正に処分することとする。

6 業務従事者

本業務を実施する者は、必要に応じて消防法及び消防庁告示により定められた消防設備機器交換のために必要な消防設備士又は消防設備点検資格者の資格を持つ者及び電気工事士又は電気主任技術者が行うこととする。

7 報告書

機器交換に係る報告書は、業務実施の写真を添付し、機構に提出するものとする。

8 業務の実施日時について

機器交換を実施する日時については、機構担当職員と調整し実施するものとする。
なお、天沼揚水機場での業務については、平日の月曜日または金曜日とする。

9 その他

- (1) 業務内容等の変更もしくは追加が生じた場合は、機構担当職員との協議により設計変更ならびに請負代金額の変更ができるものとする。
- (2) 業務上において、機構の構築物、機械装置または付属設備に受注者の重大な過失により損害を与えた場合は、受注者の負担にて賠償することとする。
- (3) 業務実施において、分電盤・配電盤のブレーカを入・切する必要がある場合には、事前に機構担当職員と打合せを行うものとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項について、疑義等が生じた場合は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

交換する機器

1. 交換する機器について

| 番号 | 名称 | 形状等 | 数量 | 設置場所 | 備考 |
|----|-----------------|------------------------------------|----|---------------------|---------------------|
| 1 | 誘導灯 | 誘導灯交換（避難口） （LED誘導灯B級BL片面直付） | 1 | 利根導水総合管理所本館 3階廊下 | 行田市消防本部行 田消防署 |
| 2 | 煙感知器 （蓄電池込） | 光電式スポット型感知器交換 ニッタン（株）製 | 1 | 咲珠寮 1階娯楽室前天井裏 | 行田市消防本部行 田消防署 |
| 3 | 煙感知器 （蓄電池込） | 光電式スポット型感知器交換 ニッタン（株）製 | 1 | 咲珠寮 1階厨房前天井裏 | 行田市消防本部行 田消防署 |
| 4 | 誘導標識 | 避難口 | 1 | 咲珠寮 2階廊下 | 行田市消防本部行 田消防署 |
| 5 | 誘導灯 | 誘導灯交換（避難口） （LED誘導灯B級BL片面壁付） | 1 | 利根加揚水機場 1階玄関 | 館林地区消防組合千 代田消防署 |
| 6 | 誘導灯 | 誘導灯交換（避難口） （LED誘導灯B級BL片面天付） | 1 | 利根加揚水機場 2階階段上 | 館林地区消防組合千 代田消防署 |
| 7 | 自動火災報知設 備蓄電池 | 24V-0.6Ah | 1 | 糠田排水機場 2階操作室 | 埼玉県央広域消防本 部鴻巣消防署 |
| 8 | 感知器 | 定温式スポット型感知器特種 | 2 | 秋ヶ瀬管理所A棟1階和 室押入 | 埼玉県南西部消防 局志木消防署 |
| 9 | 誘導灯 | 誘導灯交換（避難口） （LED誘導灯B級BL片面壁付） | 1 | 末田須賀堰 別棟2階大 会議室奥 | さいたま市岩槻消 防署 |
| 10 | 誘導灯 | 誘導灯交換（両矢） （LED誘導灯B級両面吊具フナ 形） | 1 | 天沼揚水機場 地下1階中央通路 | さいたま市浦和消 防署 |
| 11 | 誘導灯 | 誘導灯交換（左矢） （LED誘導灯B級BL片面壁付） | 1 | 天沼揚水機場 地下1階玄関階段側 | さいたま市浦和消 防署 |
| 12 | 感知器 | イオン化式スポット型感知器※ | 1 | 天沼揚水機場 2階階段側廊下 | さいたま市浦和消 防署 |

（注1）交換する機器の設置に当たっては、配線機材、ショートパーツを含むものとする。

（注2）交換する誘導灯については、LED誘導灯とし、表示板、リニューアルプレートを含むものとする。

※イオン化式スポット型感知器から光電式スポット型感知器に交換するものとする。

2. 撤去した機器について

撤去した古い誘導灯等は受注者が引取り、廃棄物処理法に則り処分することとする。